

大和市告示第65号

大和市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成要綱を次のように定める。

平成29年3月30日

大和市長 大木 哲

#### 大和市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付対象とならないため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条に規定する補装具費支給の対象とならない18歳未満の軽度・中等度難聴児の言語の習得及びコミュニケーション能力の向上を支援するため、補聴器購入等に要する費用の一部を助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象児)

第2条 補聴器購入費等の助成を受けることができる者（以下「助成対象児」という。）は、次の各号のいずれにも該当する児童とする。

- (1) 第6条の規定による助成の申請の日において市内に住所を有し、かつ、18歳未満であること。
- (2) 両耳の平均聴力レベルが原則として30デシベル以上であって、聴覚障害を事由とする身体障害者手帳の交付対象とならないこと。
- (3) 中耳炎等の急性疾患による一時的な聴力低下ではなく、耳鼻咽喉科的治療により聴力が回復する見込がないこと。
- (4) 医師（身体障害者福祉法第15条第1項に基づく指定医（聴覚障害に係るものに限る。）及び障害者総合支援法第59条第1項に基づく指定を受けた指定自立支援医療機関の医師（一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会から耳鼻咽喉科専門医の認定を受けた医師に限る。）をいう。以下同じ。）が、補聴器の装用により言語の習得等に一定の効果が期待できると判断した児童であること。

2 前項の規定にかかわらず、障害者総合支援法第76条第1項ただし書に該当する場合又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の規定に基づいて補聴器購入費等の助成を受けられる場合は、この要綱の助成の対象としないものとする。

(助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、補聴器の購入又は修理に要する費用とする。

（助成基準額等）

第4条 助成の算定の基礎となる額（以下「助成基準額」という。）は、助成対象経費として市長が必要と認める額又は補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号。以下「補装具支給基準」という。）第3項又は第4項に準じて算定した額（以下「基準額」という。）のいずれか少ない方の額とする。この場合において、補装具支給基準別表の1（購入基準）の（5）の補聴器の項中「高度難聴用」とあるのは「軽度・中等度難聴用及び高度難聴用」と読み替えるものとする。

（助成額）

第5条 助成の額は、助成基準額に3分の2を乗じて得た額とし、1円未満の端数が生じた場合はこれを切り上げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、助成対象児の保護者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成基準額の全額を助成する。

- (1) 申請日の属する年度（申請日が4月から6月までの場合は、前年度）分の住民税非課税世帯に属する場合
- (2) 生活保護受給世帯に属する場合
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている世帯に属する場合

（助成申請）

第6条 助成を受けようとする助成対象児の保護者（以下「申請者」という。）は、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成申請書（以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 医師が助成対象児の聴力検査を実施して交付した軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業医師意見書（以下「意見書」という。）
- (2) 意見書に基づき、補聴器の販売（修理）事業者が作成した見積書
- (3) 申請者の属する世帯全員の所得（課税）証明書（申請日の属する年度（申請日が4月から6月までの場合は、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の賦課期日において、本市に住所を有していない者に限る。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、修理費に係る助成申請にあつては、市長が認めた場合に限り、意見書の添付を省略することができる。

3 第1項第2号の販売（修理）事業者は、大和市補装具費等の代理受領に係る補装具作製事業者の登録等に関する要領（平成19年4月1日施行）に基づき登録された事業者とする。

（助成決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかに審査し、助成することとしたときは、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成決定通知書（以下「助成決定通知書」という。）及び軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成券（以下「助成券」という。）を、助成しないこととしたときは、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成申請却下通知書を申請者に送付するものとする。

（補聴器の購入又は修理）

第8条 申請者は、助成決定後速やかに、助成決定通知書に記載された決定事業者から補聴器を購入し、又は修理するものとする。

（助成額の請求）

第9条 申請者は、補聴器を購入し、又は修理する決定業者に助成券を提出することにより、補聴器の購入又は修理に要する費用から助成決定額を差し引いた額で補聴器を購入し、又は修理するものとする。

2 市長は、申請者が補聴器を購入し、又は修理した決定事業者から助成券を添付して請求することにより、当該決定事業者に助成決定額を支払うものとする。

（関係帳簿の整理）

第10条 市長は、助成金の支給に当たって、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成額支給台帳を備え、必要な事項を記載するものとする。

（助成金の返還）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、申請者及び決定事業者に助成額の一部又は全部の返還を求めることができる。

(1) 虚偽又は不正の手段により助成を受けたとき。

(2) 補聴器を目的に反して使用し、譲渡し、貸与し、又は担保に供したとき。

（その他）

第12条 この要綱に定めのない事項については、補装具支給規準及び補装具費支給事務取扱指針について（平成18年9月29日付け障発第0929006号厚生労働省社会・援護局障害保健

福祉部長通知)の別添補装具費支給事務取扱指針に準ずるものとする。

(様式)

第13条 この要綱で使用する様式は、別表に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## 別表（第13条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成申請書	第6条
第2号様式	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業医師意見書	第6条
第3号様式	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成決定通知書	第7条
第4号様式	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成券	第7条
第5号様式	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成申請却下通知書	第7条
第6号様式	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成額支給台帳	第10条